

## 平成29年度 やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業公募要領

### 第1 事業の目的

有機農産物の集出荷販売体制の整備や販路拡大などに取り組もうとする、有機農業等の環境負荷を低減した農業を行う農業者等の集団に対して、農業者間で連携しての共同出荷や販路の拡大活動、集出荷体制の整備に必要な機器整備などの取り組みに支援を行い、農業者の経営安定を図る。

### 第2 応募資格

応募者は、県内に住所及び農地を有し、3者以上の者で構成する有機農業者等の集団又は有機農業に取り組む農業生産法人とする。

### 第3 助成

助成対象となる取組は、応募者が行う独自の取組とする。

### 第4 事業の実施年度及び実施期間

事業の実施年度は平成29年度とし、補助事業期間は交付決定日から平成30年3月末日までの間とする。

### 第5 補助金の額及び補助対象経費等

補助金の額及び補助対象経費等は、別表のとおりとする。なお、交付申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することがある。

補助金の有効活用と適正使用の徹底のため、次のような場合には、補助金の一括返済又は不適正使用経費分の一部返済を求める場合がある。

#### (1) 計画内容の不履行

ア あらかじめ提出された事業計画が実施されていないことが明らかになった場合。

イ 虚偽の事業申請・報告であることが明らかになった場合。

#### (2) 補助金の不適正使用

事業と全く関係のないものに経費を使用したことが明らかになった場合。

### 第6 応募方法

#### 1 提出書類

提出書類は次のとおりとし、各1部を4の提出先に提出するものとする。

なお、提出のあった書類については、返却しないものとする。

(1) やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業応募申請書(様式第1号)

(2) やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業実施計画書(別添様式第1号)

- (3) 応募者の経営概要（別添様式第2号）
- (4) 応募者が法人又は任意組合の場合は、定款又は規約など活動内容が分かる資料
- (5) 知事が必要と認める書類

## 2 申請書類の提出方法

申請書の提出は、「郵送」又は「持参」とする。なお、提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由によるものであっても無効とする。

## 3 提出期間

1次公募 平成29年 6月13日（火）～ 7月11日（火）午後5時必着

2次公募 平成29年10月11日（水）～11月13日（月）午後5時必着

3次公募 平成29年12月 1日（金）～12月22日（金）午後5時必着

## 4 提出先・問合せ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県農政部農業技術課 有機農業・研究担当

TEL：055-223-1618

FAX：055-223-1622

ただし、問い合わせについては、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 第7 応募申請書類等の審査

### 1 審査の方法

審査は原則として書類審査によるものとし、必要に応じてヒアリング等を行う。

### 2 審査の基準

#### (1) 事業内容の妥当性

ア やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業実施要領に即した事業内容になっているか。

#### (2) 事業執行方法の妥当性

ア 取り組みの内容及び手法が明確であり、かつ、事業効果を高めるための工夫が見られるか。

#### (3) 事業実施計画の妥当性、効率性及び事業効果

ア 課題の抽出、分析内容は妥当なものであるか。

イ 取組手法、日程等に無理がなく、成果目標の実現性はあるか。

ウ 成果目標の達成のための取組手法等が効率的であるか。

エ 期待される事業効果が高く、販路拡大のモデル性はあるか。

#### (4) 事業実施体制の妥当性

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制を有し、役割分担及び責任体制が明確になっているか。

### 3 審査結果の通知

知事は、審査結果を踏まえ、補助金交付候補者を決定し、補助金交付候補者になった者に対してはその旨を、それ以外の者に対しては補助金候補者とならなかった旨をそれぞれ通知するものとする。

## 第8 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続等

### 1 補助金の交付手続き

補助金交付候補者は、別に定めるやまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金の交付申請書を知事に提出し、その内容について審査を受けるものとする。

なお、事業実施計画書の内容については、審査の過程で修正する場合がある。

### 2 事業完了後の手続き

事業実施主体は、交付要綱に基づき実績報告書を事業完了の日から1ヶ月内又は4月10日までのいずれか早い日までに提出するものとする。

知事は、提出された実績報告書を審査し、事業実施主体に対し、補助金の額の確定通知書を送付するとともに、補助金を支払うこととする。

## 第9 重複申請等の制限

知事は、応募者又は事業実施主体が同一の内容で、既に国や県から他の補助金等の交付を受けている場合又は採択が決定している場合は、書類審査の対象から除外又は採択決定若しくは補助金の交付決定を取り消すものとする。

なお、他の補助金等について採択が決定していない段階で、この事業に申請することは差し支えないが、他の補助金等についての採択の結果によっては、この事業の審査対象から除外され、又は採択の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合がある。

## 第10 事業の実施状況の確認

県は、補助事業期間中、初期の目的が達成されるよう、事業実施主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うものとする。

## 第11 その他

その他この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要領は、平成29年 6月13日から施行する。

平成29年10月 5日一部改正。

平成29年11月29日一部改正。

別表

- (1) 補助率 当該補助対象経費の1/2以内
- (2) 事業費 標準事業費 1集団あたり580千円
- (3) 補助金の額 原則として1集団あたり290千円以内

(4) 補助対象経費

補助対象経費	内 容
<p>1 事業実施主体が行う、環境負荷を低減した農業により生産された農産物の販路拡大や出荷調整の取組みに係る経費</p>	
(1) 需用費	商談会等への参加に必要なサンプル代、オリジナルシール・ラベル等の作成・印刷費、その他事業実施に必要な消耗品費
(2) 役務費	商談会等への参加に必要なサンプル等の送料、その他事業実施に必要な役務費
(3) 委託料	シール・ラベル等のデザイン料、その他事業実施に必要な業務の委託料
(4) 使用料及び賃借料	商談会等への出展料、保冷車（配送車）のリース料等
<p>2 事業実施主体が行う、環境負荷を低減した農業により生産された農産物の集出荷体制整備に必要な機器等に係る経費</p>	
(1) 備品購入費	野菜洗浄機、軟弱野菜調整機、梱包機、保冷庫（ユニット型のものに限る）、ラベラー、ラベルプリンター、ラベル作成用ソフトウェア、その他事業実施に必要な備品（1点あたり5万円以上、100万円未満の物品に限る）